

# 火災予防条例の一部改正について

## 改正の概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されるサウナとは異なり、屋外等のテントやバレルにサウナストーブを設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものであるため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さい簡易サウナに適用される基準を定める必要性が生じたもの。

## 簡易サウナの例

簡易サウナは、一般的に専用の外装とサウナストーブを組み合わせて使用するものであり、屋外に設置されるといった特徴がある。

### 外装の方式区分

#### テント型サウナ



サイズ（1台）	W1,800×D1,300×H1,750mm（煙突高さ除く）
ストーブ	薪ストーブ 5 kW
重量	約30kg + サウナストーン約20kg
定員	1人～3人 ※連結し定員を増やすことも可能
テントの材質	難燃性ポリコットン、ナイロン、TPU

需要が高い

#### バレル型サウナ



サイズ	W1,800×D1,800×H1,800mm（煙突除く）
ストーブ	薪ストーブ 6 kW 電気ストーブ 5 kW
重量	約800kg
定員	4人～6人
外壁等の材質	t30mmスギ等の木材の実材

#### トレーラー型サウナ



サイズ	W2,000×D5,000×H2,130mm（煙突除く）
ストーブ	薪ストーブ 9 kW
重量	約800kg
定員	4人～6人
外壁等の材質	壁：構造用合板塗装仕上げ 屋根：構造用合板、シート防水葺き

#### ログサウナ



サイズ	W2,300×D2,300×H2,977mm（煙突除く）
ストーブ	薪ストーブ 5 kW 電気ストーブ 5 kW
重量	約450kg
定員	4人～6人
外壁等の材質	壁・天井：外装スプルース、内装アスペン仕上げ ※平成14年消防庁告示第1号適用製品

### サウナストーブの方式区分

輻射式  
薪ストーブ



対流式  
薪ストーブ



蓄熱輻射式  
電気ストーブ



輻射対流式  
電気ストーブ

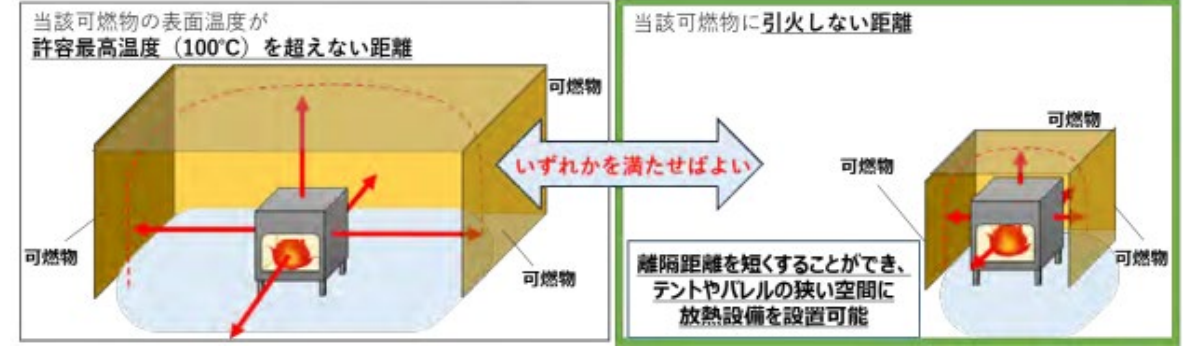


## 改正の内容

簡易サウナは、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、中でも国内で設置事例が増加しているテント型及びバレル型のサウナ（薪ストーブ又は電気ストーブを用いるもの）を「簡易サウナ設備」として、火気対象設備等の種類に追加し、所要の改正を行うもの。 ※国が示す火災予防条例（例）に準じて改正

### 簡易サウナ設備関係

- テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力 6 kW以下のもので薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義
- 周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離の確保



総務省消防庁「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」より引用  
（注意）必要な離隔距離は放熱設備の販売・製造メーカーの仕様書等を確認すること

- 温度が異常上昇した場合に熱源を遮断する装置の設置（薪ストーブは消火器の代替設置可能）

### 一般サウナ設備関係

- 簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義

### 火を使用する設備等の設置の届出

- 一般サウナ設備と同様の届出（個人が設けるものを除く）

### その他の改正

- 近年の大規模地震において電気に起因する火災が多く発生していることを踏まえ、地震時の電気火災リスクを低減するため、住宅における火災の予防を推進する施策に感震ブレーカーの普及促進を明記

#### 感震ブレーカーの種類

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを検知し、ブレーカーを落として電気を遮断	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを検知し、コンセントから電気を遮断	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	約3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプとコンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

## 施行月日

令和8年3月31日